

所管部課名	企画政策部 ひとみらい政策課		担当者	久木野				
事務事業名	婚活支援事業補助金							
根拠法令	薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	一般財源 200 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	婚活支援事業補助金補助件数		3		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	結婚のための活動を支援する事業を行う者							
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な経費（報償費・食糧費・消耗品費・印刷製本費・通信費・広告料・保険料・使用料及び賃借料）							
補助対象事業・活動の内容	近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚のための活動を支援する事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	上限10万円							
上記項目の積算方法	補助対象経費の総額から参加料の総額を差し引いた金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、参加者数に1,000円を乗じて得た額（当該額が10万円を超えた場合においては10万円）を上限とする。							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		214,150	73.6%	233,432	72.4%
		会費収入			17,150	5.9%	20,432	6.3%
		事業収入			197,000	67.7%	213,000	66.1%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			77,000	26.4%	89,000	27.6%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	支出	計	0		291,150	100.0%	322,432	100.0%
		事業費			291,150	100.0%	322,432	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
計		0		291,150	100.0%	322,432	100.0%	
	支出計/前年度支出計						110.7%	
	自己資金/前年度自己資金						109.0%	
	翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%	
交付件数				3		3		
成果指標の推移①				3		3		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】－ 【前回評価への回答】－ 【事業のPR方法】広報紙、市ホームページ、フェイスブック 【費用対効果】出会い機会の促進、結婚への連動化 【補助事業以外の事業】なし 【その他】なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	新たな出会い機会を促進、増加することによって、結婚への連動、実現に寄与する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民ニーズに合致しており、補助の形が妥当である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市民や地域に新たな出会い機会を促進するため、経費を負担した市民団体へ補助する手法が適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費の総額から参加料の総額を差し引いた金額や、参加者数に応じた積算を行い、補助上限を定めており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	1事業当たりの補助上限を設けていることから、固定的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市民や地域に新たな出会い機会を促進し、機運の醸成に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市民や地域に新たな出会い機会を促進し、機運の醸成に繋がることを目的とした支援であり、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 市内の独身男女の出会い機会を促進、機運の醸成に寄与していることから、引き続き現状のまま実施することが望ましい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる婚活支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、お互いを認め合う人権の尊重及び男女共同参画の推進を目的に、近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚のための活動を支援する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所又は所在地を有する公共的団体、結婚のための活動を支援する事業を実施する実行委員会等の団体その他市長が適当と認める団体とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体及び当該団体が構成団体となっている団体等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 結婚を前提とする男女の出会いの機会を提供するものであること。
- (2) イベント等の参加者の総数が原則として、市内に居住する男女10人以上で、参加する男女の比率のいずれもが3割以上のものであること。
- (3) 広報活動等を通じて一般から広くイベント等の参加者を募集すること。
- (4) イベント等の参加料は、事業の趣旨を踏まえ、適切な額を設定すること。
- (5) 公序良俗に反する内容及び社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (6) 補助金の交付決定時において、補助対象事業に着手していないもの
- (7) 特定の構成員のための福利厚生が目的ではないと認められるもの
- (8) 補助対象事業を営利事業として行っていないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、直接人件費及び補助事業者の収益となる経費は対象としない。

- (1) 報償費 イベント等の司会者・講師謝礼等（旅費等を含む。）に係る費用
- (2) 食糧費 参加者の飲食に係る費用で、本市内で調理、調達したもの
- (3) 消耗品費 補助対象事業の実施に必要な消耗品等（参加者への景品及び記念品、飲食に係るもの等を除く。）に係る経費で本市内で調達したもの
- (4) 印刷製本費 チラシ、ポスター、資料等の印刷及びコピー代等に係る費用
- (5) 通信費 イベント等に係る郵便料等に係る費用
- (6) 広告料 イベント等に係る広告掲載、宣伝料等に係る費用
- (7) 保険料 イベント等に係る損害保険料等に係る費用
- (8) 使用料及び賃借料 イベント等に係る会場使用料、機器等借上料等に係る費用
- (9) その他経費 イベント等の開催において、市長が必要と認める費用
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から参加料の総額を差し引いた金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、参加者数に1,000円を乗じて得た額（当該額が10万円を超えた場合においては10万円）を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施日の20日前までに、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を行うことが適当であると認めるときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更申請）

第9条 申請者は、補助金対象事業の内容について変更をしようとするときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に補助対象事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の承認等）

第10条 市長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付を行うことが決定したときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業を完了した日から1箇月以内又は当該補助対象事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、薩摩川内市婚活支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市婚活支援事業補助金請求書（様式第7号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めた場合。

(2) 申請者が第4条各号に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	薩摩川内市女性団体連絡協議会	49,000	73,432		122,432	122,432			122,432	七夕交流、クリスマス交流
2	薩摩川内市商工会 青年部祁答院支部	40,000	160,000		200,000	200,000			200,000	祁答院de婚活
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		89,000	233,432	0	322,432	322,432	0	0	322,432	